

## 京都市公同組合の成立と変遷

——昭和の大礼への対応を中心に——

小林 慧

### はじめに

公同組合は戦前、京都市において一八九七年から一九四一年にかけて四十年あまり存在した、地域住民自治組織の公的な名称である。公同組合は、同時代的にも、注目を浴びる存在であった。雑誌『都市問題』<sup>①</sup>は、公同組合について、「東京市の町会の如き地域的交隣小自治団体及び行政補助団体として、日本の都市に於て最も系統あり秩序ありと一般にされてゐるものは、京都市に於ける公同組合である」と述べている。

本論文は、一八九七年に設立された公同組合が、どのような変遷を辿ったのかを、大礼を軸として検討するものである。近年、京都の都市史研究は、急速に進展している。<sup>②③</sup>しかし、公同組合に関わる研究の現状としては、未だ十分とは言えず、その重要性に比して、解明すべき部分は多々残されている。

以下、公同組合研究と大礼研究の両側面から本論文の意義について詳述したのち、京都市歴史資料館や京都府立総合資料館に所蔵されている史料を中心として、大礼における公同組合の活動がどのようなものであったのか、そこに住民はどのように関わっていったのか、また、逆に大礼は公同組合にいかなる影響を与えたのか検討する。

### 第一章 公同組合の概要と本研究の意義

#### 第一節 分析枠組みの設定

まず、本論文で扱う範囲を述べる。本論文では、公同組合が設立されてから解散するまでの間に行われた大正・昭和の二回の大礼について、町ごとに記録された記事録や議事録を主に用いて検討する。これらの史料は、原則としてすべて京都市歴史資料館に所蔵されているものであり、現地へ赴けば請求によって誰でも簡単に閲覧することがで

きるものである。また、京都市歴史資料館に所蔵されている史料の目録は、最新の状況を反映しているものではないと思われるが、『史料京都の歴史』<sup>(4)</sup>の第六巻から第十六巻までの各巻の巻末で見ることができ、この目録に基づいて請求することもできる。京都市歴史資料館に寄託・寄贈されていない町の史料も相当数存在するものと思われるが、それ以上の追跡は行わなかった。

第二章の第三節・第四節・第五節、第三章の第四節・第五節で、これらの町の史料を引用しているが、参照した期間としては、大正四年と昭和三年のものに限定した。それぞれ一年間ずつに限定した理由は、公同組合として大札に向けた準備が進められるのが、ほとんど大札が行われる年に入ってからだからである。大札は、長く捉えれば、前天皇の死去・大喪の実施からとなるが、大喪は、「葬儀」という性格上、公同組合の活動は、警備及び哀悼の意を表することのみに収斂される傾向にあるため、検討の対象外とした。

また、取り上げる空間は、一八八九年の市制施行当初から京都市であった地域になっている。すなわち、京都市達第四十五号によって公同組合の設立が進められていった一八九七年当初から、公同組合設置の対象となっていた地域である。これは、京都市歴史資料館に所蔵されていた史料を収集した結果である。そのため、一九一八年の市域拡大によって京都市になった地域については、比較したり論及したりすることはしない。

なお、京都市歴史資料館所蔵史料以外の引用史料も、すべて国立国会図書館、京都府立総合資料館、市政専門図書館のいずれかに所蔵されているもので、いずれも請求すれば簡単に閲覧することができる。

## 第二節 公同組合に関する先行研究

公同組合に関する先行研究として重要なものは、小林丈広による研究と奥田以在による研究<sup>(5)</sup>などが挙げられる。小林がとくに公同組合の意義や成立をめぐる問題について論文などを執筆していることから、まずは小林による研究をもとに論を進める。

小林は、「公同組合の設立をめぐる――一八九〇年代の地域社会と行政」<sup>(6)</sup>や「公同組合の意義と町組織の歴史―京都の住民組織―」<sup>(7)</sup>において、公同組合の成立をめぐる疑問や、公同組合の意義について検討している。まずは、小林がこれらの研究において述べていることを正確に把握することからはじめよう。

公同組合の成立をめぐることは、大きくわけて二つの立場が存在したと小林は言う。一つ目の立場は、公同組合の設立が、「学区以下の住民組織の再建」<sup>(8)</sup>であったとする上田惟一の主張である。二つ目の立場は、公同組合が設立されなくても、地域住民による自治活動に特段の影響は及ばなかったとする辻ミチ子の主張である<sup>(9)</sup>。

そして、小林は、一つ目の立場に対して、「町総代が存続するなど依然としていくつかの町で町組織が生きて活動しているにもかかわらず、それとは別に「公同組合」を設置することを指して「住民組織の再建」とみなすのには疑問を感じざるをえない<sup>(11)</sup>」と疑問を呈す。また、小林は、明治維新以後の京都市内の地域住民自治組織をめぐる状況に関して、「(前略) 八九年の戸長制度の完全廃止(市制特例のもとでの区役所への統合)によって、町と行政との距離はこれまでに大きくなくなった。上田論文<sup>(13)</sup>が指摘したように、一八七九年以降、町が行政的要請にこたえる機能を次第に失っていったのは事実であろう。しかし、

こうした行政的機能の低下が、即、町の自治的・主体的要素の喪失を意味したわけではなかった。事実、一八七九年以降も町総代（維新以後、町の代表者は年寄ではなく総代と呼ばれることが多くなる）を選出し続ける町は多く、それぞれが町則や町定などを通じて独自の運営を続けたのである。さらにいえば、公共組合設立後も、独自の町則をそのまま用い続ける町が多かったことも指摘しておく必要がある。これらの町では、公共組合が設立されなくても、町の「隣保団結」が十分維持されていたのである<sup>(14)</sup>と述べている。

これを踏まえると、設立当初の公共組合は、住民の主体性によって形成されたものではなく、既存の地域住民自治組織に「屋上屋を重ねるような」<sup>(15)</sup>制度であったといえることができる。

### 第三節 公共組合研究の課題—公共組合不要論と公共組合顕彰の差から

公共組合は、当初は「屋上屋を重ねるような」<sup>(17)</sup>制度としてはじまった。しかし、公共組合が設立された当時の状況と、公共組合が解散する際、又は解散して間もない頃、公共組合の関係者自身らによって振り返られた公共組合の意義には隔たりが見られる。すなわち、公共組合の位置づけが約四十年の間で大きく変化しているのである。註(16)で触れられているように、公共組合の設置後間もない時期には、一部の町から公共組合の不要論が出されている。さらに、不要論にとどまらず、実際に公共組合が廃止される地域も存在した。

近來事業膨張の結果として区民の負担重く、今にして善良の処置をすれば無用の事にあらず。彼の公共組合の如きは、表面機関として必要

なるが如きも、又裏面に於ては之に伴ふ弊害多く、格別の利益なくして経費を増加ならしむること少なからず。同組合の如きは組内の申合上より成りたるものにて、法令の許に設置すべきものにあざれば、現に他組内中、之を設けざるもの十数ヶ組あり。故に本組の如きも之れを設置するの必要を認めざれば、組合会に就て全廢に決議したるを以て此段御届申上候也。

十八ヶ町連署下京区长宛<sup>(18)</sup>

本史料は、下京区第十三組についてのもので、公共組合設置以降、仕事や経費の増加に歯止めがかからない状況を憂慮し、公共組合を設置していない地域もあるのだから、公共組合を廃止する、と十八もの町が連署して区長に通告している。下京区第十三組以外にも、この通告から二年後の一九〇五年、下京区第七学区の町内が公共組合を廃止している<sup>(19)</sup>。一八九七年十月十一日の京都市達第四十五号によって全市的につくられた公共組合が、組合内の話し合いに基づき設立されたもので、法的拘束力もないという理由で廃止されていったのである。確かに、市達には法的拘束力はなかった。そして、組合内の話し合いに基づいて設立されたというところからは、公共組合設立以前からの町の強いつながりを伺うことができる。公共組合は、地域住民にとって、その発端が「屋上屋を重ねるような」<sup>(20)</sup>制度であったため、そもその存在している理由や、何を成すための組織なのかということが、住民にとつて非常にわかりにくいものだった。その上、負担ばかりが降りかかってくる公共組合は、余計なもので、廃止しても構わないと認識されたのである。

それでは、公共組合が解散する一九四一年近辺で、公共組合の設立の経緯や活動について書かれた文章を確認してみたい。まずは、秋山

国三『共同沿革史 上巻』<sup>(21)</sup>である。

(前略) 市制特例の適用により、最も重要なべき市政の執行機関は市長より書記に至るまで全て府知事以下府の官吏をしてその職務を行はしめることとなり、また市制には従来の組に相当するものが定められてゐないため、町組・町の事務を一切区の管掌に移したので、茲に室町季世以来数百年の歴史と伝統を有する庶民自治の機能は遂に廃絶の運命に逢着するに至つたのである。(中略) 茲に数百年に互る京都特有の伝統はその精神を失ひ、全国画一的なる制度のもとに新しい体様を有する自治制が布かれることとなつた。しかし京都市民にとつて、更めて与へられた自治は(中略) 与へられたと云ふよりは寧ろ奪はれたに幾きものであつた。その結果は、自治の系統的組織及び機関を通じて従来うるはしくも結実して来た上意下達・下情上通の途全く絶え、また各町間の相扶隣保の美風も地を払ひ、町を愛し市政に親しむ精神の薄らいでゆくことをまざまざと見たのである。有識の市民は深くこれを憂へ、法制に基づく自治機関は得られずとも、公同の器としての自治機関復活を要望する声漸く市井に昂まり、遂に明治三十年三月に至り、市会に於ける行政組合規約標準発布の建議となり、市参事会の公共組合設置標準案の作成へと進んだのである。(中略) かくして公共組合はその誕生を見たのである。<sup>(22)</sup>

秋山国三は、京都市下京区出身の歴史学者である。一九〇七年生まれであるので、生まれたときには既に公共組合は存在していたことになる。秋山にとって、公共組合の誕生は歴史の範疇に含まれると云つてよいだろう。公共組合は、数十年単位ではなく、数百年単位で古く

から連綿と続いてきた京都の自治の伝統の中に位置づけられている。そして、「室町季世以来数百年の歴史と伝統を有する庶民自治」などと数百年にわたる歴史をもつ京都特有の自治の伝統が強調されることによつて、全国画一の制度に京都も押し込められてしまったことによる弊害が際立たせられている。

この引用した部分について、小林は、「市制施行を機に町組織が急速に衰退したのに対し、市民の側から町共同体の再生を求めめる声が発的に起こつてきたことになるが、それがなぜ行政による画一的な設置につながるのかについてはとくに検討がなされているわけではない」と批判している。<sup>(23)</sup>

次に、公共組合が解散するにあつて開催された座談会でのやり取りを引用する。この座談会は、一九四〇年十二月十一日から十二日の二日間にわたつて平安神宮神苑貴賓館にて催され、「明治三十年の設置当時公共役員としてご関係の方、またさほど古い関係はなくてもその当時のことをよく知つておいでになる諸先輩」が臨席している。<sup>(24)</sup>

中根 (前略) 京都の事情を考へますとまづ町総代を置いてをつたといふことは考へられますが、どうも各町に町会式のものがあつたといふことは考へられないのであります。ところが市会は市民の意思を代表してゐるところですが、この市会が市の方へ斯ういふ行政組織をつくつてくれといふことを建議いたしました。さうすると一年足らずの間に京都の公共組合が出来たといふことで、どうも市会を動かして市会が市民の輿論として市の当局に迫るやうになつた、そこにはもう町会のやうなものをつくつてくれといふ声、市民の中に湧きあがつてを

つたものと思ひます。<sup>(26)</sup>

座長<sup>(27)</sup> (前略) 明治三十年公同組合設置当時の状況であります。これが市会によつて建議せられ、かつまた市参事会からこれを発布するといふことで、ただちに全市にわたつて設置されたのか、どの位日がかつたのでありませうか。

藤原<sup>(28)</sup> 全市一般ですが、私の方の組内では一ヶ年ほど遅れました。

藤田<sup>(29)</sup> 皆判をとりましたね、戸毎に……。

座長 つまり組合にはいるか、はいらないかといふことが、当時の一つの大きな問題であつたでせうね。最近に於てすら町会に入るか入らぬかといふことが、問題だといふことを、ある町の方がいつてをられました。又当時としては自由勝手に這入るといふわけにも行かなかつたでせう。

藤田 錦林などは新市内だつたものですから、判を押さずに頑張つたら除け者にされました。

座長 一年ほどかかりましたか。理想的の御町内である藤原さんのところで、その位かかつたのですから、他は推して知るべしで、五六年かかつたところもございませうね。最近では京都市内の町でほとんど入つてないものはなくなつたのですが、遠く大化の新政のときにおきましても、なかなか五保の制度に従はず相当困つたさうです。<sup>(30)</sup>

歴史学者による文章からも、実際の公同組合の運営に携わつていた者などの発言を見てみても、これらから公同組合設立時に町一体となつた不要論があつたとは想像できない。座談会でのやり取りをみる限り、座長が傍線部で述べているように、不要論ではなく、公同組合

を設立をめぐつて苦勞があつたであろうといふごくごく普通の振り返り程度である。市達から実際の設置に至るまで、時間のかかるころもあつたと述べられているが、これは、町内での意思統一の問題である。ちなみに、時間がかつたのは、引用文中でも述べられている通り、公同組合の設置にあつて、各町で町内全員分の署名と印鑑が集められ、区役所に手渡すというプロセスがあつたためである。

さらにいえば、戦前公同組合を題材として取り上げている論文などの文章は、冒頭に挙げた「資料京都市公同組合の研究」<sup>(31)</sup> 以外にも、京都市庶務課長国島高一の「京都市公同組合制度に就て」<sup>(32)</sup>、益子庄次の『公同沿革史 下巻』<sup>(33)</sup> があるが、これらは基本的に公同組合に対しては好意的な論調で、どれも不要論には触れていない。一方、公同組合に対して批判的に述べているものとして、ほぼ唯一池田松五郎の『公同組合の宿弊と其改善』<sup>(34)</sup> が挙げられるが、ここでも不要論は取り上げられていない。

なぜ、このような大きな変化が生じたのだろうか。この問題に関して、小林は、「近代京都の町組織は公同組合のみに解消されるものではなく、町と公同組合の間にも緊張関係があつたものと思われます。ただ、公同組合ができて五十年近く経つと、町と公同組合を同一視する人々も多くなり、解散時には町と公同組合という語りが大量に生産されました」<sup>(35)</sup> と簡単に触れているだけである。<sup>(36)</sup>

しかしながら、不要論まで出され、一部の町では実際に廃止されるに至つた公同組合が、単なる時間の流れのみによつて、町と同一視される存在になつたとは考えにくい。また、公同組合は町ごとに設立されており、町それぞれの自主性が強かつたから、一部の町で廃止されようとも、それはその町のみのものであり、座談会に出席している

面々などが住んでいる他の町には関係がなかったのではないかという疑問もあるかもしれない。しかしながら、仮にそうであるとしても、十八の町というそう小さくはない単位で公同組合が廃止された事実は、京都日出新聞で報道されたことを考えると、無関係であったとは言えない。以上のことを踏まえると、不要論を乗り越え、住民に公同組合の意義を感じさせる何かがあったからこそ、同一視されるに至ったと考えるのが相当である。すなわちこの変化の理由を明らかにすることによって、住民が公同組合を受容した契機が明らかになるのである。

#### 第四節 大礼<sup>(37)</sup>と公同組合

それでは、変化の契機が何であったのかということが問題となるが、それは、公同組合が存在していた時期に二度あった大礼である。

大礼は、戦前の日本において、最重要行事であったと言っても過言ではない。例えば、昭和<sup>(38)</sup>大礼においては、大礼に伴う警備体制の強化から特別高等警察体制の全国的な整備につながっていくなど、広範な影響が各所に及んだ。その影響は、公同組合にも及んだのである。先ほど引用した公同組合が解散するにあたって開かれた座談会でのやり取りで、大礼に関して述べている部分がある。

北村<sup>(39)</sup> それからもう一つ 明治天皇の御崩御後、大正天皇様の御大典奉祝のときの京都の各戸軒先の飾りは全部公同組合の考案でやりました。各戸にはかならず提燈と、国旗を出し、数戸毎に連合して幔幕をめぐらし、自身番も各町で執り行ふという、これは、今上天皇陛下の御即位のときも左様に奉祝申上げました。

座長 あのとかがてうど北村さんの上京の公同役員時代でありまして、

はじめて上京と下京とが一丸となつて仕事を致しました。このときが市連合の出来る機運が萌したときでなからうかと思ひます。<sup>(40)</sup>

大住<sup>(41)</sup> 先の御大典のお話のときに申上げたかたのですが、大正の御大典の時にはまだ公同組合として各学区に統制せられた機関はなかつたと思ひますが、昭和の御大典の時には、早くから奉祝が計画された<sup>(42)</sup>と見えて、朝廷に対する京都市民の考へも余程進んで居つたのでありまして、私等の方でも十一月の御大典に既に九月に、無論その時に何処も彼処も出来たのですが、自治協会と云ふものが出来て居りました。警察単位で出来たのですが、公同役員がこの自治協会の役員になつて御警衛に当りました。その当時長らく御警衛に当たつたのが動機でその後引続いて自治協会と云ふものは今も遣つて居ります。これは統一する公同と云ふ機関があつたから全市一様に出来たのであります。<sup>(43)</sup>

これらのやり取りから、大正大礼が上京区と下京区が一体となつて責務を遂行する契機となつたことや、大正大礼当時にはまだ各学区の公同組合をまとめるような機関がなかつたこと。そして、昭和<sup>(44)</sup>大礼を契機として自治協会が設立され、そこに公同組合が大きな役割を果たしていたことがわかる。

大礼以上に、公同組合の組織全体に大きな影響を与え、同時に、公同組合員の記憶に刻み込まれるような機会はなかつた。すなわち、大礼における公同組合の活動の様子を追いかけていくことによって、住民にとって公同組合がどのような存在に変わっていったのかを探ることができるのである。以下、各章でこれらの詳細について、内務省の

史料や町に残された記録文書などを用い、さらに検討していく。

## 第二章 大正大礼と公同組合

### 第一節 大正大礼の概要<sup>(44)</sup>

大正大礼は、一九一五年十一月六日の京都に行幸の儀から同年十一月三十日の還幸後皇靈殿神殿に親謁の儀まで、二十五日間にあつた。

大正大礼は、本来は一九一四年に行われる予定であつた。しかしながら、昭憲皇太后が一九一四年四月十一日に死去したため、すぐさま登極令によって既に発表されていた即位礼と大嘗祭の中止が決定された。さらに、これと同時に大礼使官制も廃止された。

こうした曲折を経て、同年九月二十一日に大礼準備委員会規則が発表され、大礼に向けた準備が再開した。そして、翌一九一五年四月十二日、昭憲皇太后の死去から丸一年が経過し、大喪期間があけたことをもって、再び大礼使官制が公布された。

大礼の実施日が決定したのは、大礼使官制が公布されてからちょうど一週間後の四月十九日で、即位礼が十一月十日、大嘗祭が十一月十四日となつた。そして、これと同時に宮中では期日奉告の儀も執行された。即位礼と大嘗祭以外の日程が明らかにされたのは、大礼まで二ヶ月をきつた九月二十日である。

大礼実施にあたっては、各方面において大がかりな準備が進められた。行われた主な事業としては、道路の改修、大嘗宮設営のための用材や大嘗祭供納品の調達などがある。また、各方面で、大礼に合わせ大会が開催されたり、府誌編纂などの各種記念事業が行われたりし

た。

一方、警備体制も厳しかった。大礼時内務大臣であつた一木喜徳郎は、回顧録の中で、

「余の内務省在職中最も大きなことは御大礼であつた。尤も大礼使なるものが出来て事務は其の方の所管であつたが、御大典の行はれる間の東京、京都其他行幸沿道の取締は仲々心配したもので、丁度其時分―斯ふ云ふ時には動々もすると起るものだが―風声鶴唳で、種々の噂が立ち、或は火薬の盗難、或はダイナマイトの紛失、或は某陸軍火薬庫に侵入者があつて、錠前を撻切つた等の報告があつたので―中には故意の風評の痕跡もあつたが―御大礼が芽出度滞無く済む様にとの警察当局の苦心は容易なものではなかつた。後から見れば、全くの風声鶴唳で憂ふ可き根柢は無かつた。故に滞無く終了した時は、真に重荷を卸した思をした。然し一生の間に、御大礼に奉仕し得たことは無上の光榮であつた<sup>(45)</sup>と述べている。皇室の威厳を絶対に傷つけてはならないことと、天皇にとつても、誰にとつても一世一代の事業であることが相まり、警備する側も大きな重圧を感じながら敷かれた厳しい警備体制であつた。

### 第二節 大正大礼における公同組合の活動概要

大正大礼は、明治天皇の即位以来四十七年ぶりの一大行事であつた。その間も、たびたび行幸啓や大喪などはあつたが、新たな時代を迎えるための行事としての重要性からくる力の入り方、そして、それに伴って生じる公同組合に対する期待はひととき大きなものがあつた。

大正大礼において、公同組合に任せられたのは大きく四つの任務であつた。<sup>(46)</sup>

まずは、奉祝設備に関する事項である。一九一五年四月、京都市役所で大札における奉祝設備の標準が決定された。そして、上下京区の連合公同幹事や副幹事、公同組合長とともに綿密な協議が重ねられたのち、各町の公同組合長、さらに各戸へと伝達された。

道路を例にとると、奉祝方法は次のようなものである。京都市内の道路は、行幸啓道路及びその周辺の重要な道路である「特別道路」、その他の重要な道路が「甲種道路」、上記二つ以外の道路が「乙種道路」と三種類に分類された。特別道路には、国旗と提灯が飾られ、幕がひかれた。甲種道路も国旗と提灯は特別道路と同様に飾られ、幕もできる限りひくこととされた。乙種道路も、国旗と提灯は同様で、あとは、学区内の要所には大国旗が飾られ、一帯の清掃と広告看板などの撤去や補修がなされた。

次に、自身番の設置による火事や盗難などの防止に関する事項である。大札挙行中は、謹慎静粛が旨とされ、火事や盗難といった人為的な災厄は御法度であった。コレラなどの伝染病の予防も重要視された。そのため、各戸で清掃が励行されるとともに、それぞれの町で自身番が設けられた。自身番は、各町で詰所が定められ、そこに交代で住民が詰め、異常がないか警戒にあたった。

三つ目は、宿舍提供にあたったの調査への協力である。大札が開催される際には、全国から参列者が多数訪れ、一般のホテルや旅館のみでは宿泊場所が足りなくなるため、住民の家までもが寄宿舎として活用された。調査は、市や府の職員が出向いて直接行った。そこに組合幹事らが同行したり立ち会ったりして、職員と住民が交渉するにあたって便宜を図った。

最後に、提灯行列の実施である。これは奉祝のため、市及び上下京

区が公同組合に対して、十一月七日（天皇の京都到着日）、十日（即位礼挙行日）、十六日（大饗の儀一日旦）、十七日（大饗の儀二日旦）、二十日（京都市祝賀日）の各日盛大に実施するよう促したものである。この要請に基づいて、組合長は、事前に各戸へ周知するとともに、行実施当日は、既定の計画にしたがって行列参加者を一旦尋常小学校に集合させて隊列を整え、市や区の職員が行列を指揮するために付き添った。この行列は、二条城の大手門前などで最敬礼・万歳をしたあと、帰り道で皇族の御殿や外国使節が宿泊する旅館の前に立ち寄り、敬意を表した。

一方、行幸・還幸時には、組合幹部などの奉拝場への入場も許されており、労をねぎらう機会ともなった。そして、大札が無事終了すると、広範囲にわたる活動が高く評価され、公同組合に対して、京都市長からは挨拶状と木杯が贈られ、内務大臣からは感謝状が贈られた。

拜啓 益々御清祥奉賀候陳者御大札の諸盛儀も無滞終了相成御同慶の至に候本地御挙礼地たるの特栄を荷ひ候に就ては市民感激の至情を表明すべく焦慮中伝染病発芽の萌生に会し殊に痛心罷在候処幸に其蔓延を防止し得たるのみならず一般静穏の中に市民奉祝の熱誠を貫き本市の面目を全ふし得たるは諸般の設備に衛生の施為に貴下御協賛の成果に頼ること不少茲に右特栄の記念盃一個を贈進し聊か感謝の微意を表し候敬具

大正四年十二月二十五日 京都市長法学博士井上密<sup>(47)</sup>

京都市上京区連合公同組合 京都市下京区連合公同組合  
御大札に際し克く協同一致火防警戒其他京都市諸般の施設に際し幫



助尽瘁する所少からす本大臣は其勞を多とし茲に謝意を表す

大正四年十二月一日 内務大臣從三位勲一等法学博士 一木喜徳郎<sup>(48)</sup>

大札という絶対に失敗が許されない大きな舞台で、公同組合がいかなる役目を担うべきか、行政・公同組合の双方において難しい面もあったであろう。だが、結果的には、感謝状の存在が示す通り、公同組合は期待通り、もしくはそれ以上の役割を果たしたということである。

### 第三節 塩竈町における大札の準備

前節において、一般的な活動の概要を踏まえた。その上で、以下の各節では、町に焦点を当て、大札に向けた準備がどのように進められたのか、大札後の町の様子はどのようなものかについて検討する。取り上げる町は、塩竈町である。塩竈町は、下京区に位置しており、烏丸五条の交差点から東に約二五〇メートル進んだところにある。町は五条通りの北側のみで、東西に二〇〇メートルほど広がっている。塩竈町には、『塩竈町記事録』<sup>(49)</sup>という史料が残っており、これによって明治四十一年から昭和二年までの町での出来事を追うことができる。残念ながら現時点で昭和三年のものはない。記録自体は毎日つけられていたわけではないもの、町内で何か出来事があったりした時や、話し合いの場がもたれたときなどに記されたと思われる。

ここから、『塩竈町記事録』を用いて大札の準備の様子を、時系列で追いかけていく。大札の準備は、年が明けて早くも一月十二日にはじまった。公同組合長や衛生組長などが投票によって選ばれたほか、五名が大札のための一年限りの委員に付託された<sup>(50)</sup>。昭憲皇太后の死去

に伴う大喪期間はあけておらず、大札使もまだ発足していなかったが、京都の町は大札に向けて動き始めたのである。そこから三ヶ月ほど経った四月二十二日に次の動きがあった。

四月二十二日 大典に付、宿舍割に付、府庁市役所区役所より区長清水氏衛生課長其他八名湯浅氏松尾氏宅を臨検す。阪田氏は火災の爲め、最早一切不備爲めに断り相なり。其旨出張主員に報告す。聴き届らる。当日立会す<sup>(51)</sup>。

公同組合が大札において果たした役割の中で、重要なものの一つが宿舍の提供であった。これについては、早くも七ヶ月前には既に作業に着手していたのである。これは、「其事務最も煩雜にして多くの手数を要し、係員をして非常の困難を感せしめたるは参列員の旅館選定に關する一時なりとす<sup>(52)</sup>」と述べられているように、数ある事務の中でも複雑な手続きが必要とされたためである。

まず、大札の儀式に参加するため京都を訪れる参列員は、皇族から高位者、高官、帝国議會両院議員などに至るまで、多数にのぼった。そして、一九二二年に予備の調査が行われてはいたものの、宿舍として使える家がいくつあるのか数えることからはじまり、他の参列員と泊まることのできない人に考慮したり、宿舍の等級を定めたりした上で、改めて住民に予定通り提供してもらえるか交渉しなければならなかった。例えば、当初は、旅館を全国各地から訪れる一般の参拝者向けにするという方針であった。しかし、引用文中で阪田が宿舍としての使用を断っているように、交渉に応じない人もいて、予定よりも宿舍として使える家が少なくなったために方針転換されたり、京都市に

隣接する愛宕・葛野・紀伊の三郡にまで対象範囲が拡大されたりしており、困難な業務であったことをとてよく示している。<sup>53</sup>

ところで、『大正大礼京都府記事庶務之部上』では、下京区における宿舎の調査は、四月二十三日から始まったと記されている。<sup>54</sup> どちらかの記録が誤っているか、実は二十三日以前に調査が始まっていたかのどちらかとなる。ただし、どちらにしても、迅速に作業が進められていることは間違いなく、町と行政との緊密な連携が四月時点で確立されていたことを示している。

塩竈町では、宮内省奏任官総代で学習院教授の熊本謙二郎が「下京区五条通り高倉東入」の奥田利助<sup>55</sup>邸に、衆議院議員の三浦得一郎も同じ「下京区五条高倉東入」の大野善一郎<sup>56</sup>邸に宿泊した。塩竈町周辺でも数名が宿泊している。参列員の受け入れにあたっては、住民は緊張して準備をした。「多きは数千円少きも百円内外を費し」て、室内に装飾を施す、西洋風の応接室を設ける、風呂・便所の改修、壁の塗替え、襖の張替え、畳表替え、絹の寝具の新調、料理人や給仕人の雇入れなど、大がかりな準備が選ばれた各戸でなされた。<sup>57</sup>

大礼まで半年をきった六月に入ると、準備の動きが次第に活発になってくる。六月二十日、二十六日と学校において相談会が開催された。<sup>58</sup> 塩竈町においては、学校が集会場のような役目も果たしていたのである。

五ヶ月前には、公同組合がなすべき活動の概要がすでに判明しており、公同組合が担う四つの役割のうち、提灯行列以外の三点について議論がなされた。「五条通り甲種道路。公同組合道路要所に大国旗を交叉すること」、「門前店頭の道路掃除。広告看板に見苦しきものは撤却<sup>ママ</sup>若しは補修す」、「国旗、提灯、打幕を各自なす事と、来る二十八日

中に区役所へ承諾可否を報告すべきものなり」などと特に飾り付けについては、詳細が確認され議論が深められた。<sup>59</sup>

こうした相談会に町のどの層が何人出席していたのか、詳細なところは書かれておらず、不明である。ただし、塩竈町では、毎月月末になると決算に関する会議が開かれている。この大事な会議には、概ね五人から七人ほどが出席していた。ここから推定すると、一月に選ばれた御大典委員五人のみ、もしくは、委員に組合長などの組合幹部などが数名加わる形の十名弱で会が開催されていたと考えることができ。また、学校は、相談会が開かれるばかりではなかった。

学校では、衛生に関する知識を啓発するための衛生講話会も開催された。塩竈町では、六月二十七日に一度開かれている。ここには相当数の住民が集められたものと思われる。『塩竈町記事録』に残っているのはこの六月二十七日の会のみだが、複数回開催された可能性もある。衛生講話会では、伝染病が流行しないよう注意が呼びかけられるとともに、「押入を清潔に掃除。風通しよくする事」や、「水道を使用し緑の下に小石を散布<sup>ママ</sup>す事」など家で誰でも簡単に実行に移せることも含めて、知識が伝えられた。<sup>60</sup> そして、七月から八月にかけて、大礼に向けた準備は、かなり具体的などころまで進んでくる。七月八日には御大典委員会が開催され、提灯や電灯の使用、国旗に関する事項が決定された。<sup>61</sup> 七月二十三日にも開催されたものの、「何事決定ならず候<sup>62</sup>」であった。そして、八月六日には御大典委員会と総会が開かれた。

八月六日 午後九時より大典委員会開会す。予算案を信□す。今夕総会開く事を決定す。(中略)<sup>63</sup>

午後七時 委員役員会開会。予算案提出し即時承諾す。(中略) 引続

き町総会を開く。左の件を提出。大典各自支弁の件。町として裝飾すべき設備の件。自身番出禮費用の件。右費用徴収方法の件。奥田氏徴収方法案に付、修正案提出したりとも小数にて否決。余案を多数にて可決全部確定す。(後略)<sup>(64)</sup>

七月九日から八月五日までの間、七月二十三日しか話し合いの記録はないものの、議論中の事案が解決しないまま、八月六日の町総会で話し合いが全く行われぬというのは不自然であることから、これは、単に記録されなかつただけと見るのが相当である。八月六日の町総会には、ほぼ住民全員が参加したものと思われる。総会前に開催された委員役員会に出席していたのは、七名であるが、町総会には、三十四名が出席している。町の広さから考えると、三十四名ではほぼ全員とみて相違ないであろう。そして、町総会では、多数決によって意思決定がなされている。可決されるばかりでなく、否決されることもあることから、議論がとくにおこなわれぬ形式的な事後承認機関ではなく、実質的に意思決定機関として存在意義をもっているものであった。

この町総会の存在を踏まえると、当時の意思決定プロセスとしては、大札準備の枠組みが市や区の行政側から示されたのち、まず御大典委員会の中で審議され決定される。ここで決定した内容が、住民全員が原則参加する町総会の場で再び審議され、その中で決定されたものが町としての決定になる、というものである。また、この決定のプロセスにおいて、共同組合の決定なのか、町の決定なのかということは、特に意識されておらず、重要な意味をもっていない。

これと時間が前後するが、七月二十日には大典記念博覧会の地鎮祭

挙行にあたって、提灯行列が市の要請で実施された。「(前略) 大典記念博覧会地鎮祭挙行に付、市より祝意を表する為め各町へ提灯行列を催す。寺町より大野氏(中略) 出場す。頗る盛会なり」と市からの要請が明記されている。これを踏まえると、この提灯行列は、もちろん純粹に祝意を表するというところがあるが、大札本番前の練習の意味合いも含んでいたのではないかと。ところで、八月六日の町総会以降、十月九日まで大札に関する話し合いの記録が見られない。町総会の時点で、大札に関して事前に話し合われるべきことはすべて済んだのである。すなわち、七月下旬から八月上旬が、事前準備のピークであった。そして、町総会開催から二ヶ月後の十月九日、いよいよ大札が迫ってくる中、さらに詳細な部分について三日間連続で話し合いがなされた。九日のみ、「学校にて共同組合会議開催せらる」と記されている。

この三日間で、提灯行列の回数や、幕などの奉祝設備に関する事項、自身番の扱いといった、共同組合の役割として重要であったものについて、詳細部分が議論、決定された。提灯行列用の提灯については、注文もされている。そして、決定に際しては、「奉祝門に付井上氏、町席来り。門に付相談せられ□□方針変更。井上氏一任す」というように、特定の人物の意思に委ねられることもあった。また、即位礼当日に学校で式典が開かれることや、学校主催の奉祝会開催も確認された。<sup>(68)</sup> この三日間でもまだ決められなかった事項については、引き続き議論がなされた。そして、二十五日には、門を飾り付ける工事がはじまり、十日午後三時三十分万歳三唱すること、学校主催の奉祝会が十一月十八日午後二時からであることが周知された。<sup>(69)</sup>

門の工事は三十一日まで七日間で終わり、「奉祝門燈火し、幕其他

球飾をなす。頗る美観を呈せり<sup>(70)</sup>」と町は大礼を迎える雰囲気満ちてきた。一月十二日の御大典委員の選出からはじまり、およそ十ヶ月にもわたる長い準備がようやく終わりを迎えたのである。準備は、御大典委員五人が中心となり、市と緊密に連携して業務が進められるとともに、町としての意思を決定するにあたっては、町に住む人々みなが集まって議論がなされた。そして、ついに大礼本番の十一月を迎えるのである。

#### 第四節 塩竈町における大礼の様子

十一月の『塩竈町記事録』は、一日から三日まで記述は全くなく、四日からはじまる。大正天皇が京都に到着するのが七日であるから、そのわずか三日前ということになるが、一日から三日までは町としてとくになすべきことなどはなく、余裕をもって大礼本番を迎えたいということであろう。

四日は朝から奉祝門工事にかかった費用の決済の仕事がはじまり、夕方まで作業が続いた。それ以外は、準備もほぼ完了していることから、学校主催の奉祝会の集合時刻などが確認される程度である<sup>(71)</sup>。翌日の五日は、寄付の記録が一行記録されているのみで、とくにやるべきことはなかったと考えられる。そして、ついに大礼本番の六日を迎えた。この日、大正天皇は、東京を出発し、鉄道で京都に向かった。一方、京都では、この日から自身番がはじまり、本格的に警備・警戒態勢が強化された。

初日六日の自身番に参加したのは九名で、七日以降も概ね九名前後が参加している。六日、七日はとくに自身番に関する記述以外はなく、自身番に関しても六日が「仕事もなし」、七日が「其他仕事なし」と

平穏な一日だった<sup>(73)</sup>。天皇が京都に到着したのは東京を出発した翌日の七日であったが、天皇の到着によって特段仕事が増えたような様子は見受けられない。さらに、翌日には町内で祭も開かれている。

十一月八日 例年の通り、焚火祭を町稲荷神社にて行ふ。早朝より(人名につき中略)出席す。供へ物一切整理す。午後三時より□焚火祭を行ひ、子供百人余に、例の通り密柑<sup>ミツカン</sup>をこし饅頭<sup>マンドウ</sup>を供へる。夕刻より町席にて御神酒を頂戴し夕食をなす。出席二十八名。頗る盛会なり<sup>(74)</sup>。

九日も大礼関連の仕事は自身番のみの記述である<sup>(75)</sup>。天皇が京都に到着したのが七日、即位式が十日であるから、その間の八日と九日は大礼期間であっても自身番以外に、やらなければならないが増えるわけではなかった。そして、祭は、「例年の通り」と記されており、事前に計画されて行われるものだったから、大礼に関連した仕事が増えないことがわかっていた上で実行されたのである。即位礼と大嘗祭以外の日程が明らかにされたのが、大礼まで二ヶ月をきった九月二十日であるから、それ以降に準備・計画されたと思われる。大礼という一生の間で一度あるか二度あるかという行事の最中であっても、早朝から丸一日を割いて「例年の通り」実行しようとするくらい、町にとって祭は重要な意味をもっていた。そして、ついに即位礼が行われる十日を迎えた。

十一月十日 本日即位式に付、指定の通り幕屏風を立て、祭礼と同じ式にて店頭休日をなす。紀念の為町内一同谷川寄贈の写真を取る。時に午後四時小学校庭にて取る。出席五十名。会以前、市の通達より三

時二十分に市民として万歳を三唱すべき事に付、我町内五条通りにて三区分ち、中央より合図を総代。是を□り、万歳を三唱せり。中々盛なり。夕刻記念晩餐会を催す。□□十七名萬養軒へ行く。是中々盛会なりき。時に七時過ぎ開散す。四条通り中々大混雑なりき。五条通りも又同じ。市中混雑名状すべからず。(中略) 学校監督下に提灯行列有る。<sup>(76)</sup>

即位礼当日ということで、店は休業となり、写真撮影、万歳三唱、晩餐会の開催、提灯行列と様々な行事が行われている。中でも、万歳三唱は、市の指示のもと、三時三十分になされた。即位礼のため京都御所に参賀している高等官や有位有勲者などによる万歳と同時にあり、京都市中万歳の声で包まれる瞬間が広く共有された。市内中心部近くを走る大通りの四条通りと五条通りも、人で溢れていた。人々は、演出された非日常の空間を存分に楽しんでいたのである。もちろんその一方では、自身番も昼の部、夜の部と一日中設置され、混雑に乗じて犯罪が起きたりしないよう警戒にあたった。<sup>(77)</sup>

即位礼を終えると、次の大きな式典は、十四日の大嘗祭である。即位礼から一夜明けた十一日から十三日までは、ほぼ自身番のみが仕事であった。一方、十四日には、昼の部の自身番も設けられ、早朝から屏風を立てたり、店頭を装飾したりした。一日間を空けて行われた十六日の大饗第一日の儀に際しても、十四日と同様に早朝から屏風を立てたり、敷物を敷いたりした。<sup>(78)</sup>

京都における大礼の主要な式典はこの日までで多くが終了した。公同組合として初の大礼を迎える中で、京都の人々は、自身番を設け、継続的に警戒にあたり、重要な式典が開催される日には態勢を強化し

た。一方、大礼に合わせて企画された行事を楽しむとともに、行事の合間には、町として恒例の祭を楽しむなど、柔軟な姿勢で大礼に臨んだ。

ただ、塩竈町においては、このまま無事に大礼の終了を迎えられなかった。二十日の午後、塩竈町のすぐ近くで火事が起きてしまったためである。

十一月二十日（前略）近火大混雑。寺町五条上る菱屋足袋土蔵より出火す。三時四分鎮火す。踊に付、夕暮より役員臨時会を催す。踊は害毒を流す恐有るを以て見合す多数。時に十一時半。近火有り。俄に流会となる。<sup>(79)</sup>

寺町五条は塩竈町から二〇〇メートルほどしか離れていない。大礼期間中、とりわけもつてのほかとされていた火事が発生したということとで、野次馬で人だかりができた。そして、鎮火からわずか二時間ほどで緊急の役員臨時会が開かれ、組合幹部が対応を協議した。協議の結果、「踊は害毒を流す恐有る」という理由でもって、踊りの中止が多数決により決定された。だが、夜の十一時頃、再び近所で火事があったのだろうか、即座に会が取りやめになっている。これ以上に二十日の記述がないため、流会として火事への対応にあたったのかなど更なる詳細は不明であるが、自分の町ではないとはいえ、すぐ近くでの火事の発生は衝撃を与えるものだった。

そうは言っても、せっかくの大礼という機会を一杯楽しみたいというのも人情である。翌日には、「自身番席上、踊話持上る。世上既に踊らる物に熟す。皆々踊希望説に多数。俄に明早朝役員総会を開く

多数可決<sup>(80)</sup>と踊りたいという皆々の声に押される形で、二十二日早朝から役員総会を開くことが決定された。

役員総会の結果、「踊り準備に備へ町内観誘に当可。(中略)全部賛成なる。(中略)役割確定す。小渕氏反物立方に応援せらる。(後略<sup>(81)</sup>)」と各自の役割が確定し、翌日の踊りの実施が決定した。一旦は火事の影響によって中止となりながらも、住民の熱意によって実施に至った。野次馬がたくさん集まるような火事であれば、警察や消防なども対応したのは間違いない。それでも、謹慎という措置まではとられず、厳しい警備体制の中でも住民を縛りつけることまではしなかったのである。

そして、二十三日・二十四日の二日間にわたって、朝早くから踊りは実施された。「早朝より踊に付、役員総出尽力す」と何とか実施に至ったということも気合いも一段と入り、「混雑筆紙に尽し難し」と大きな賑わいをみせた。<sup>(82)</sup>二十四日夜には学校主催の行列も実施され、夜遅くまで賑わいは絶えなかつた。<sup>(83)</sup>翌二十五日も、雨が降る悪天候の中、午後二時から夜遅くまで、子どもも加わって行列が実施された。

「午後二時より集合し学校区内を一週す。(中略)午後四時より大極殿へ向けて出発し、四条迄行進す。然るに雨少々ふる。五時に休む。又四条繩手附近にて少々微雨にて、帰路に付協議す。又晴れる。大極殿へ行進す。弁当を食し一時間休み、帰路三条南へ繩手下る時に盛降雨にて此混雑名状すべからず。十時に無事子供共々目出度帰る<sup>(84)</sup>」と生憎の雨にも関わらず、混雑は変わらずひどかつた。この日、大札に關連して企画された大きな行事も終わり、翌日から後片付けがはじまつた。

二十七日には天皇は京都、およびその周辺での儀式を全て終え、東

京へ出発した。京都における大札は、この日でもって実質的に終了した。一方、町では、踊りでかかつた費用が計算され、組合幹部自らが各家へ出向いて集金した。集金はスムーズに進み、翌日に二、三名の未納者を残すのみであつた。<sup>(85)</sup>そして、翌二十八日、大札期間中で特記すべきことがまとめられた。

十一月二十八日 特に御大典中に特記すべき事ハ井上芳太郎氏、花門建設に付、設計技術等実費品物売りにて、多大の御尽力に預る。花門は実に安価にて美麗なる花門を造り大好評なり。十月二十四日、二十五日、二十六日、二十七日、二十八日、二十九日、三十日朝迄町内全部店員集め、全速力にて仕上。其混雑尽力は実に非常なものなり。最終仕上検分に阪田氏大野氏津田氏谷川氏金太郎立会し、数回の電燈燈火試験なし、無事仕上をなす。時に翌朝五時になる。暁に開散。自身番特記無し。無事滞りなく相斉。(中略)踊に付、特記すべき事項。二十四日、二十五日に踊練廻りに付、監督尽力(中略)。□臺中々好評。宮内省より御處へ差廻の命有。然れども、二十五日午後九時半より雨天に付、残念ながら廻す事出来ず。実に残念の至存ず。御大典中は会議処混雑実名に名状すべからず。実に火事場戦場如し。花門建設□事も又同じ。□□□きく小人多忙実目目の廻るが如し。是は町内として、永く記念として記憶し置きて然るべし。<sup>(86)</sup>

一月から十ヶ月間にわたつた準備においては、追い込みの十月末には町中の店員が集まり、総力を結集して徹夜で裝飾にあつた。大札期間中の会議も、普段は組合幹部ら五人前後で行われているのと異なり、「混雑実名に名状すべからず」、「火事場戦場の如し」、すなわちいつ

もは会議に参加しない人も加わり、活発に議論がおこなわれた。このようにして、塩竈町の大礼がつくりあげられていったのである。そして、無事に成功におわった大礼は、町としてのまとまりをつくる機会となり、永く記念に残すべき出来事として重要な意味をもった。

## 第五節 大礼を終えて

現代において、大きな仕事を終えた後に慰労会が開催されるのと同様に、約百年前の大正時代においても、大礼という非常に大きな仕事を終えた塩竈町では、慰労会が開催された。十二月の塩竈町の記録は、六日からじまる。六日には、大礼にかかった総費用が計算され、慰労会の日程が十九日と決定された<sup>(87)</sup>。

ただ、残念ながら大正四年の『塩竈町記事録』は十九日の「今夜五時より大典慰労会並に終末勘定慰労会と念仏にて、」<sup>(88)</sup>で途切れてしまっており、十二月十九日に開かれた大典慰労会がどのように開催されたのかを窺うことはできない。しかしながら、こうした慰労会は他の町でも行われていたので、そちらを参照してみたい。

ここで引用する史料は、手洗水町の『町内記録』である。手洗水町は四条烏丸の交差点から一〇〇メートルほど北に進んだところにあり、通りの両側一〇〇メートル強にわたっている。塩竈町からは直線距離で七〇〇メートルほど離れたところに位置している。

手洗水町は、塩竈町と同様、京都市の中心部に位置しており、十一月六日から二十八日まで自身番が置かれた。各戸では新調の国旗と幕が張られたほか、奉祝用の高張提灯も終夜点灯され、提灯行列も行われた<sup>(89)</sup>。そして、大礼の一連の行事が終わり、十二月七日に慰労会が開催された。

十二月七日晴天 一御大典無滞相済候に付、大津紅葉館にて慰労会を開く。但し、家持中発起にて有志金を出し、借家之人を招待す、借家出席の銘々より御酒として各金一円宛差出しになる<sup>(90)</sup>。

大津紅葉館は、滋賀県大津市の一般的なホテル、又は旅館であったと思われる。ただし、一九四六年に創業した同名の大津市にある「紅葉館」(現…びわ湖温泉紅葉)との関連は不明である。この慰労会では、形式的には家持が主催し、借家が招待されるとなっている。しかしながら、借家の出席者もみな一円ずつ出しており、家持と借家の間の隔たりは狭まっている。そして、ホテルないし旅館で慰労会が開かれていることを鑑みると、格式を保ちつつ、大礼の記念、また無事に終えられたことの記念として盛大に祝おうとする家持の意向があったと推測できる。

ところで、家持と借家の距離感は当時どの程度であったのだろうか。以下、奥田以在の研究に立脚しつつ考察していく<sup>(91)</sup>。

まずは、奥田が三つの論文において取り上げている三つの町の概要を確認することからはじめる。東玉屋町は、二条通りの両側、烏丸通りと室町通りの間約一〇〇メートルにわたって広がっている。現在は、中京区であるが、大正大礼が行われた当時にあつては、上京区であった。これは、一九二九年の中京区成立に伴い、中京区に編制されたためである。次に、仲之町は、上京区に計四ヶ所存在するが、ここでは中長者町通りに面する仲之町である。場所は、上京区中長者町通新町西入る、西洞院までで、一〇〇メートル強の広さ、道の両側が仲之町となっている。最後に、六角町は、中京区新町通六角下る六角町で、

新町通りの六角通りから蛸薬師通りの間の両側一五〇メートルにわたって広がっている。六角町も、東玉屋町と同様の理由により、一九二九年に下京区から中京区へ編制された。

奥田は、それぞれの町で、明治末期から昭和初期にかけての時期というのは、従来の家持を中心とした近世的・伝統的な自治から、借家人も含めた住民自治、すなわちその町に住んでいる人全員が関わる形へと、自治の体制が大きく変化していく時期にあたる」と述べている。

ここに挙げた以外の町でも、同様の事象や、もしくは家持層と借家層による自治の分裂が起きているという。<sup>(92)</sup>

伝統的に京都の町においては、家持であるか借家であるかというのは大きな意味をもっていたため、従来、借家人は町の運営に携わることは許されなかった。奥田によれば、この伝統は、町の行政的な位置づけが変化する中でもしばらく保たれていた。しかしながら、明治末期から大正期にかけて、デモクラシー思想の隆盛や京都の工業化と人口流入などといった出来事が起きる中で、こうした自治体制に借家層から不満が噴出し、それぞれの町において次々と自治体制が変化していったと奥田は述べている。<sup>(93)</sup>

手洗水町の『町内記録』の中で、自治体制の転換について触れた部分はなく、塩竈町の『塩竈町記事録』の中でも、同様の部分は発見できていない。しかしながら、若干の時期の差はあれど、家持自治から住民自治への転換が、隣接しない町々で起きていることから、自治体制の転換は、この時期の京都の町全体の流れと考えることができよう。

以上を踏まえると、大正大礼はどのような役割を果たしたと言えるのだろうか。まず一つは、家持と借家の距離を縮めた、ということである。手洗水町の『町内記録』の中で、このように華やかに行われた

行事は他にない。<sup>(94)</sup>町一丸となって協力した大礼、そして、家持が主催し、借家も呼応する形で開かれた慰労会は、家持自治から住民自治へ転換していく流れの中で、家持と借家の一体感を醸成したのである。

また、もう一つ、第一章末で記した通り、上京区と下京区がはじめて一体となって仕事をする機会となり、その後京都市連合共同組合が形成される伏線となったことである。上京区と下京区が「違う」と認識されていたことは、座談会での座長と中根との会話からもよく分かる。

座長（前略）上京区と下京区とは気風が違ふ。その訳は昔奉行の扱ひ方も違ふたらうし、また住民の商売も生活状態も違ふ、昔の狂言にもありますやうに、私は上京だ、私は下京だといふやうに。われわれでも上京と下京との間に公同役員として御つきあひ願つておりましたが、幾分相違する点が気付かれました。（後略）

中根 座長さんも御承知の例の免許状ですが、あれは上京へ、下京へと別々に貫つてゐますから其の当時から上京下京と別個の団体があつたらしいのです。それで免許状にも上京へといふ免許状があり、下京へといふ免許状があるわけで、たとへば新年の將軍家への挨拶でも、下京は下京で、上京は上京で夫々別々に行くといつた有様で、連絡がなかつたらしいのですな。それが関ヶ原のときですか、初めは上京と下京が豊臣方と徳川方の双方にわかれたのぢやないかと思ひます。上京か下京か忘れましたが、一方が家康のところへ挨拶に行つたので、残つた方のどつちかの組もあはてて挨拶に行つたといふやうなことがあります。さういふやうに別個に行動するので、気風も相違すると思ひます。<sup>(95)</sup>



上京区と下京区は、それぞれあまり大きいわけではなかったが、住民のもつアイデンティティーは強く、相違が強く認識されていたのである。

大正大礼は、一大イベントとして、歴史的に形成されてきた区の垣根をも超えて取り組まなければならない課題であった。そして、その課題を無事に乗り越えることができた結果、公同組合が一つの大きな組織としてまとまりをもつていく契機となったのである。

### 第三章 昭和大礼と公同組合

#### 第一節 昭和大礼の概要<sup>(98)</sup>

昭和大礼は、一九二八年十一月六日の京都に行幸の儀から同年十一月三十日の還幸後皇霊殿神殿に親詣の儀まで、二十五日間にあたるものであった。

大正大礼が行われたのは一九一五年、明治天皇が即位したのが一八六八年であるから、大正大礼までは四十七年もの間隔があった。さらに、今上天皇が即位したのが一九八九年で、昭和大礼から六十一年もの歳月が経過していることを考えると、十三年しか間がない大正大礼と昭和大礼の時間の近接は際立つ。

昭和大礼の準備がはじまったのは、一九二七年六月二十日である。大正天皇の大喪期間がまだあけないうえ、宮内省限りで大礼準備委員会が設置された。そして、十二月二十五日に大喪期間があけたのち、十二月三十日には大礼使官制が公布された。年が明け、一月十七日に

は、即位礼が十一月十日、大嘗祭が十一月十四日から十五日にかけてと発表され、宮中では大正大礼時と同様に期日奉告の儀が執り行われた。京都行幸からはじまる昭和大礼の一連の日程が明らかにされたのは、七月二十六日である。

昭和大礼にあたっては、犯罪予防・防火・衛生面の強化・交通事故防止などの各方面で入念な準備がなされ、日本の多くの地域で一般民衆の生活にまで影響が及ぶものであった。もちろん、御陵地に近いなど、大礼に関わる儀式が行われる地域とその周辺では、さらに入念な施策が行われた<sup>(98)</sup>。

早いものでは四月頃からはじまり、大礼間近の九月、十月、十一月においては、盛んに宣伝が行われ、大人を対象とするものももちろん、時としては子どもを対象としたり、子どもを通じて行われたものもあった。宣伝方法も、ポスターから新聞への広告、活動写真など、多岐にわたった。また、大正大礼と同様、大がかりな準備も進められ、各方面では、大礼に合わせて大会が開催されたり、府誌編纂などの各種記念事業が行われたりした<sup>(99)</sup>。

#### 第二節 昭和大礼における公同組合の活動概要

昭和大礼を迎えるにあたっては、京都市長から直接公同組合に対して期待が述べられた。昭和大礼が開催される一九二八年に入り、当時の京都市長土岐嘉平が公同組合の活動について期待を述べた、演説と思われるような文章が残っている。

自治の真<sup>カスレ</sup>を<sup>カスレ</sup>発<sup>カスレ</sup>する公同組合

京都市長 土岐嘉平

(前略) 我が京都市の、都市としての久しい歴史の育んだる市民の

自治、市民の団結、これが最も異彩を放つものは我が公同組合、衛生組合等の諸制度である。今ここにその組織の内容に就て述ぶることをしないが、我れ人共に誇るべき本市の最も美しき市民協同の成果は、此の諸組合制度に見ることが出来るのである。

この組合制度の活動によつて、享受する市理事者の便益、市民の幸福はのべるまでもないことである。

思ひ起す大正大典の御盛儀挙行の当時、公同組合員の各位が、全市の秩序を保持して、防火に、警戒に、或は府市諸般の□設に、補助尽力され又市内装飾の整□に努められて、御盛典に一層の美観を添へられ、本市民奉祝の赤誠を全国民に示されたことは、内外に喧伝されたる美事である。

本年は再びこの曠古の大典を御迎へするに当つて、私は職責の重大なるを考ふるとともに、只管にこの公同組合組織の有意義なるを感謝せずにはゐられないのである。

一世の御大礼挙行の地たる本市は、その施設の上にも種々たる準備を要する。しかし一千余年の帝都の民としての訓練と、教養とを有する本市民は、精神的に充分なる準備が出来得てゐることを信じて、歴史ある都市光榮ある都市の榮譽を深く感ずるのである。

累なる光榮に感激する市民並に公同組合員各位としては、ここに本市に於てのみ見られる真の市民の自治的訓練と、奉祝の赤誠とを再び中外に示すべき好機を迎へられたのである。特色ある本市の自治の実際を表明することが出来るのである。(後略)

この文章が含まれている『木寺(州)家文書』は、市会書記長を九年間つとめたのち、一九四〇年からは市総務部長をつとめた木寺基一

郎が残した文書群である。本演説がいつ行われたのか、昭和三年十一月以前であること以上に細かい日時は不明である。土岐市長は、演説において京都市における公同組合の存在を自画自賛するとともに、大礼を迎えるにあつてその活動に非常に期待していることがわかる。また、四月三日には下京区連合公同組合幹事会が開催した長年役員を務めた勤続者に対する表彰式においても、土岐市長が招かれ、祝辞を述べ、大礼についても触れている。

(前略) 其の趣旨とするとところは、善隣の情誼を厚くし隣保団結の実を挙げ、共同自治の基を固め更に行政上の補助機関として市政其他一切の事務の幹旋と其の円滑なる遂行を期するにありするのであります。

而して其の実績が日に揚り、今や全国自治体の讃仰措く能はざるものとなり、各方面の視察、研究も絶えざるの有様でありまして真に吾京都の誇であります。

此の名実を兼ね備へ光輝久しき本組合下京幹事会が本日をも以て多年役員として日夜尽瘁せられし勤続功労者十六名に対し表彰式を挙行せられましたことは、洵に意義深き挙と謂はなければなりません。(中略)

本年は曠古の聖典を迎ふるの年でありまして各位の一段の御奮闘を切望してやまぬ時であります。何卒将来倍々自愛せられまして本組合の為一層の補助尽力あらんことを祈る次第であります。(後略)  
昭和三年四月三日 市長名

表彰式という場であるにも関わらず、「行政上の補助機関として市政其他一切の事務の幹旋と其の円滑なる遂行を期する」と市長が述べ

ているが、「補助」と面と向かって言うことは、普通は憚られる。ただ、補助もことん突き詰めれば、組織にとつてなくてはならない一部となる。共同組合は、そのようなものになるまで三十年をかけて成長したということであり、共同組合員自身もそのことを大きく誇りに思っていたからこそその「補助」という言葉を用いた賞賛であった。

大正大礼の際、共同組合は、奉祝設備の準備、自身番の設置、寄宿舎の提供、提灯行列の実施の四つの役割を主に担い、成功に貢献した。その成功を踏まえ、こうした数々の期待の言葉が共同組合に対して述べられた。昭和大礼においても、大正大礼と同様、自身番の設置、沿道の装飾、提灯行列の実施、寄宿舎の提供と大正大礼での四つの役割は引き続き担っている。

さらに、昭和大礼においては、大正大礼での成功を踏まえて、共同組合の担うた役割が大きくなっている。まずは、大礼奉祝会における募金活動である。

本会当初の計画は、委員以上に対しては専ら役員に於て直接勧誘に当るべく予定したりしが、爾来事務繁劇の為よく其の意を尽くさざるものあり、されば七月二十日に至り、幹事総会を開きて今後の善処方を講じ、その結果として既に寄附申込を受けたるもの若くは既に交渉中に属するものを除き、其他は之を上下両区長を通じて、各共同組合に依頼することに決したり。

而して七月二十三日には更に各共同組合幹事を先斗町共楽館に招じて会長より懇々其の旨を依頼し市内篤志者に隈なく徹底せしめんことを期したり。<sup>(105)</sup>

募金活動において、人手不足となったため、共同組合に白羽の矢が立った。七月二十日に決定した三日後には、共同組合幹事が召集され、会長（土岐京都市長）から直接協力を依頼されるという素早さであった。

しかし、こうした職務的な役割ばかりではなかった。昭和大礼においても、大正大礼時と同様、共同組合に至るまで、府民・市民の代表者として奉拝場への入場が許され、天皇の行幸列の奉拝を許された。<sup>(106)</sup> 奉拝場は、京都御苑のすぐ南側で、烏丸丸太町の交差点から、京都御苑の堺町御門に至るまで、道路の北側に設置された。奉拝が許されたことは、もちろん共同組合にとって非常な栄誉であった。

座長（前略）昭和の御大典に於きましては、時代も欧州戦後でありますし、我が国運も益々隆盛致して居る際でございますから、一きわ奉祝の誠意を市民は捧げたのであります、殊に広く共同組合役員に至るまで奉拝を許されましたことは洵に有難き極みでございます。当時奉拝の様式は道路の両側に莫座を敷き、そこに下座致したのでございます。（後略）<sup>(107)</sup>

奉拝許可の対象に、共同組合も選ばれたことは、共同組合員にとつて、大きな喜びであった。<sup>(108)</sup> 昭和大礼は、共同組合の存在意義と活動意義を再認識させる機会となったのである。

### 第三節 自治協会の設立―大正大礼を踏まえての昭和大礼

第一章第四節末で引用した座談会で、大住が「昭和の御大典の時には、早くから奉祝が計画された」と見えて、朝廷に対する京都市民の考

へも余程進んで居つたのでありまして、私等の方でも十一月の御大典に既に九月に、無論その時に何処も彼処も出来たのですが、自治協会と云ふものが出来て居りました」と述べているように、高々十三年ぶりの一大行事であるから、昭和大礼開催にあたって、大正大礼が参考とされ、よりよいものを目指そうとすることは、ごくごく当たり前であつた。

その結果として考案されたことの一つが自治協会であつた。自治協会については、『京都大事典』<sup>(10)</sup>なども含めて、これまで触れられてきていない。自治協会は、大礼に協力を求められた各種団体が協調して活動できるよう設けられたものである。以下、少々長くなるが、自治協会設立の経緯と自治協会の内容について、『昭和大礼京都府警備記録 上巻』を引用しつつ述べていく。

消防組員、在郷軍人会員及青年団員は大礼警備に付警察を援助して警備の補助を為すこととなるも、各団体は相互対等の地位に在るを以て万一其の協調破れむか地方警備に大なる欠陥を生ずるに至るべく、仮令然らざるも相互の協調円満を欠くか如きことあらば警衛警備上少からざる不利、不便あるべきを慮り、寧ろ之を統一して且相互の連絡関係を緊密にすると共に、更に公同組合、衛生組合等を加へ民衆有力者を網羅する強固なる一団体を組織するの可なるを認め、警察署管内を設立区域とする警衛補助団体の設立を促したるに庶民は喜んで之に賛同し昭和二年秋以来相次て其の設立を見るに至りたり。

而して新設の団体は大礼警備の爲め警察を援助し一意自治自衛的に地方の治安を維持するを以て目的とするを以て其の発会式の如きも成るべく学校校庭、神社境内等神聖なる場所を選びて挙行し池田警察部

長は事務繁激の際と雖も努めて之に臨席して会員の式振作に努め地方有力者亦熱心に之を援助したる結果何れも短日月の間に堅実なる発達を遂げ警備上有力なる団体と爲るに至れり。

本会の名称は設立者をして随意に定めしめたるを以て必らずしも一定せざるも当府に於ては便宜上総括して之を自治協会と称することとせり。

自治協会は各警察署毎に組織したるを以て警察と協会との連携交渉は主として警察署長之に当り警察部は単に之を間接に援助し指導するに止めたり。(後略)<sup>(10)</sup>

大礼の運営に関わる団体は、当然のことながら公同組合以外にも数多く存在した。そのため、それぞれの団体がうまく連携をとりながら警備警戒態勢を構築することができるかが大きな懸案として浮上した。そこで、この懸案を解決するため、関係する諸団体を巻き込む形で自治協会が設立された。そして、ここに公同組合も取り込むことで、広く一般市民にまで指示・統制が広く及ぶよう配慮がなされたのである。

設置された自治協会の名称は、「川端自治協会」や「堀川自治会」、「五条自警会」、「洛西自警団」などと、史料文中で述べられている通り、一定していない。構成員の種類は、向日町警察署管内など、京都市外で設立されているところもあるため、協会ごとで違いが見られるものの、一九二八年当時京都市内であつたところでは、世帯主が構成員となっているか、在郷軍人分会員・青年団員などともに公同組合員が構成員となっているかである。会員数は、最も多い中立売自治協会では一〇五五八二人、その他の京都市内の自治協会では一万から四万人ほどとなっている<sup>(10)</sup>。ここから、自治協会は、町全体と関わりをも

つ存在であったことがわかる。

そして、自治協会の設立は、早いところでは、中立売自治協会の一九二七年十一月十五日、五条自警会も同年十二月八日、遅いところでは、下鴨自治協会の一九二八年八月二十九日となっている。多くは、一九二八年の五月から七月にかけて設立されている。早くに設立された二つの自治協会は、いずれも京都御所から比較的近い位置にある。これらは、大札に対して高い感度をもっていたから、大札の開催までまだ一年あまり時間があるにも関わらず、警察からの要請に即座に反応したのであろう。それ以外の自治協会の設立の多くが五月以降に集中しているのは、警察からの自治協会設立の要請が本格化したためと考えられる。いずれにしても、公同組合を核として、町全体を包括する形で、大札に向けた準備が進められたのである。

さらに、自治協会員を指導督励するため、京都市及び伏見町の市会議員・学務委員・学区会議員・公同組合及び衛生組合の役員・消防組・在郷軍人会及び青年団の幹部員など地域の有力者六九一名が警備委員として大札に関する業務を嘱託された<sup>(11)</sup>。そして、これにあたっては、一九二八年九月二十八日に大規模な嘱託式が催された。この式典には、大海原京都府知事、土岐京都市長、池田警察部長以下警察部幹部の全員だけでなく、望月内務大臣や横山警保局長も出席している。警備委員もやむを得ない理由がある者の他は全員出席しており、彼らにとっては、普段お目にかかれない人物が多数出席している、記念すべき式典であった<sup>(12)</sup>。

#### 第四節 蛸薬師町における大札の様子

本節と次節第五節においては、第二章と同様、町に焦点をあてる。

大正期と異なり、この時期の町の様子を記録した史料は厚みのあるものがないが、蛸薬師町、宗林町の二つの町に残されている史料を用いて検討していく。まずは、蛸薬師町である。蛸薬師町は、室町通りの二条通りから押小路通りまでの二〇〇メートルほど、道両側に広がる町である。第二章第五節で取り上げた東玉屋町のすぐ南に位置する。蛸薬師町は、四条通りのやや北を走る蛸薬師通り沿いにあるわけではない。

蛸薬師町の記録は、『蛸薬師町協議録』<sup>(13)</sup> というもので、大正十五年からの記録が残っている。昭和三年の蛸薬師町の記録は、六月から始まっており、大札に関する記述は七月に入ってからである。七月六日には、大札奉祝準備委員が選定された<sup>(14)</sup>。大正大札において、塩竈町で委員が選定されたのは一月であったから、これと比較すると、七月に委員が選定されるというのはだいぶ遅く感じられる。しかし、九日に委員との相談がなされ、十六日には、「午前九時御大典装飾の件決定す」と大札における装飾が決定されている<sup>(15)</sup>。

実際、塩竈町においても、委員が選定されたのは早かったが、準備の動きが具体化してくるのは六月に入ってからで、最終的な町総会による決定は、八月六日であった。昭和六日においては、委員の間でのとりあえずの決定と思われるが、七月十六日に装飾が決定されているので、間隔があかずスムーズに事が進んでいるといえる。八日後の二十四日には、「午前八時組長の宅に於て長柄会。会員集会、御大典装飾の種々相談す。(中略) 相談の結果町内へ金三百円寄附す」と、組合長の家で会が開かれ、会員が集まって装飾について相談がなされている。

長柄会がどのような集まりであるのかは、『蛸薬師町協議録』の範

囲では不明であるが、組合長の家で会を開くことができること、相談の結果で町内への寄付が決まっていることの二つを踏まえると、組合員の集まり、もしくは組合幹部の集まりのどちらかとなる。また、三〇〇円という大金の寄付の決定は、装飾について概要が定まったということを示している。そして、八月七日には学校で集会が開かれた。

「御大札奉祝の件に付、度々学校へ集合し之有候。学校より奉祝会寄附金に付、再度集会のこと」と、大札での奉祝について話し合われた。学校での集会ということは、町全体の集まりである可能性が高い。「蛸薬師町協議録」の記録自体、八月八日から九月二十三日までは空白となっていることから、「再度集会のこと」となっている大札奉祝会への寄付の件以外は、町としての決定がなされたのだろう。大正大札における塩竈町での町総会と一日しか違わない。九月二十四日の記事は、大札記念で開かれた博覧会の入場券が各戸に販売されたというものである。大札の準備に関する記事は、二ヶ月以上間が空き、十月十五日と十六日の二日連続で記されているが、十月の大札に関する記事は、この二日間のみである。十六日に自身番について、「自身番は四名宛つ、交代にて十一月六日より毎日午後七時より朝七時迄、十一月二十六日午前中」と具体的な事項が決定されていることから、十五日に学校で開かれた準備についての相談も、相応に具体的に議論が詰められたのであろう。

昭和の大札は、七日の天皇の京都到着からはじまった。しかし、蛸薬師町においては、十一月に入っても、大札について他の月以上にあまり記録がなされなかった。十一月七日の「龍池校拝観入場。警察の都合により午前七時より九時限り入場す。(後略)」と十一月十二日の

「午前八時時代祭に付、学校へ組長と社事係り二名御供す」のみである。

これまで、定期的にはないとはいえ、記録がしっかりとなされてきたにもかかわらず、一大行事である大札が行われた十一月に記録がほとんどないというのは不思議でもある。しかも、記録がなされているのは、大きな儀式がある日でもない。十二月も四日、八日、七日のみ記録がなされており、そのうち大札に関わるのは四日と八日である。

四日には、「公同組長の決議により町内提灯立、煙火尚一ヶ月存置すること」と町内の提灯などの装飾が一ヶ月さらに設置されることが決められた。大札の雰囲気を残そうとする意図であり、記録がなされなかったからといって、大札が記録に残すほど価値がなかったと見なされたわけではない。八日には、神社で毎年行われている祭が開かれた。塩竈町でも、蛸薬師町と同様、神社で祭が開かれていたが、塩竈町は大札期間中の十一月八日に行なっていた一方、蛸薬師町では、「例年の町内稻荷神社御火焚、十一月八日に勤むるはづ御大札に付、十二月八日相勤め候」と大札を理由にちょうど一ヶ月延期している。大札の準備と合わせて、祭の準備を行うことは負担が大きという判断を下したか、行政側から延期の要請を受けたためであろう。

多くの町で、大正大札を経験した人々が昭和の大札を引っ張ったはずである。蛸薬師町においては、全体として準備期間が短く設定される中で、スムーズに準備を進めることができた。一方で、例年の祭が延期されるなど、大札による影響もあったのである。

## 第五節 宗林町における大礼の様子

続いて宗林町である。宗林町は、堀川通りのすぐ東を並走する油小路通りの姉小路通りから三条通りまでの間約一五〇メートルにわたって広がり、比較的東西の幅も広い町である。宗林町の記録は、『宗林町日記』<sup>(125)</sup>というもので、昭和三年の記録は、大礼が一ヶ月後に迫った十月から残されている。

大礼に関する記事は、九日の「御大典博覧会入場券が割引にて各戸に発売し、代金七十三円七十六銭送る」<sup>(126)</sup>という記事からはじまっている。蛸薬師町より二週間ほど遅いものの、博覧会の入場券が同様に割引で各戸に販売されている。十日には、委員と組合幹部三名が集まり、大礼の準備を進めている。十一日には、「御大礼警備備に付、学校にて集合相□<sup>(127)</sup>たり」と学校で相談会も開かれている。蛸薬師町でも十五日に学校で相談会が開かれていたことから、自身番など大礼警備に関する事項について、町全体で話し合ったものだろう。一週間後の十八日には、組合長宅で委員会が開かれ、四名が出席した。この場で、自身番の設置に関し、期間・時間・場所・必要経費が定められ、各戸の自身番の負担割合が決定した。<sup>(128)</sup>さらに、二十日・二十二日と大礼で使用する旗や提灯が各戸に配られ、いよいよ大礼という雰囲気になってきた。<sup>(129)</sup>そして、再び二十八日には組合長宅で、組合幹部が集まり、旗や提灯など装飾に関わる費用が集金された。

十月二十八日 御大礼幹事会を組長宅にて集会す。旗竿提灯電灯料を集金す。(中略) 右学校へ納金す。御大典自警班の内植竹氏、上田氏学校へ出張、及病氣申出の為、委員中より長谷川氏、藤田氏、及東三

氏当番に出勤す。<sup>(131)</sup>

集金されたお金が学校へ納められていることから、学校が学区単位で一括で購入したものを、各町へ分配し、共同組合が中心となって各戸へ届けたのである。そして、それと同時に集金し、学校へ納めたと推定できる。学校は、集会場として利用されていたように、町の人が集まる場であったが、同時に、集配場としても機能しており、まさに町の中心だったのである。

十一月に入ると、七日の天皇の京都到着を目前に控え、五日には町内で幕が張られ旗が立てられ、六日には自身番がはじまり、町は大礼を迎える準備が整った。<sup>(132)</sup>即位礼が挙行された十日は、午後三時に各戸前で万歳三唱がなされた。夜の七時からは町合同で提灯行列が催され、宗林町からは五名が参加している。<sup>(133)</sup>

そして、即位礼と大嘗祭の合間となる十一日には、学校で組合会議が開かれた。「午後七時より組合会議を学校にて集会。奉祝会の件。区友会にて奉祝踊り件」と二つのことが議論された。区友会は、学区内有志の集まりであろう。十六日には、大礼に付随した飛び入り参加らしき「新加入者九名」<sup>(134)</sup>もあった。区友会では、二十六日、二十七日と二日間続けて奉祝踊りを催しており、宗林町もこれに参加している。<sup>(135)</sup>新しく加入した人々は、この奉祝踊りに加わり、大礼をより楽しもうとしたのであろう。

十七日午後三時から学校で奉祝会が開かれ、宗林町からは十九名が参加した。また、二十三日には、大礼奉祝会が平安神宮で開かれ、町からも鈴木氏が参加し、「御祝金十円」<sup>(137)</sup>を贈った。昭和大礼においては、寄付も共同組合の重要な役割だったからである。

このように見てくると、大正大礼時の塩竈町と昭和大礼時の宗林町を比較して、大礼期間中の町が主体となった企画の数が明らかに減っているようである。これは、昭和大礼における厳重な警備体制が影響していると考えられる。先ほど述べた区友会の踊りも、二十六日に開催されているが、これは午後五時からであり、既に天皇は京都を去っている。そのため、厳しい警備体制を敷く必要性がない。午後五時からなら可という指示があったのではないだろうか。

それでも、十二月一日には、組合長宅に委員が集まって話し合いが行われ、大礼を無事に乗り越えたということで、奉祝会兼自警番慰勞会が企画され、四日に開催された。

十二月一日 御大典奉祝会及自警番慰勞会の為、委員会合し、□□相□し、御賛成者は会費参円分。費用は甲の部補助を受けて渡す事に決定す。(中略) 組長宅にて行ふ。<sup>(138)</sup>

十二月四日 大礼博の入場券残り返し金十一円四十銭納める。午後五時より奉祝及慰勞会を□□滞□す。当日、岡村氏、喜多氏招待し、其節過日の御礼の返しとして御酒代金十円寄送される。出席二十六名。午後九時過ぎ賛会す。大盛会なり。<sup>(139)</sup>

会は大盛り上がりで大成功であった。また、十二日にも学校で慰勞会が開かれた。<sup>(140)</sup> 学校での開催であるということは、学区単位での慰勞会であろう。大正大礼のときと同様、町一丸となり、近隣の町とも連携して大礼を乗り越えた経験は、一体感を醸成する役割を十二分に果たしたであろう。

最終的に、大礼の装飾が取り外されたのは、十二月二十五日と、大

礼を終えてほぼ一ヶ月が経過してからであった。二十一日に希望者へ幕を売ることを議論し、ようやく二十五日に取り外されるに至った。<sup>(141)</sup> 警備体制が非常に厳しかったものの、大礼が終了したあとに踊りを企画するなど、いかに大礼を楽しむか、厳しい制約の中で住民は知恵を絞って工夫を凝らしたのであった。

## 第六節 政治家たちが目にした昭和大礼

大礼は当時の有力政治家の目にはどのように映っていたのであろうか。当時の様子を探ることのできる史料としては、新聞・雑誌などの記事も有効であるが、有力政治家らの日記は、感じたことをより自由に記すことができるという点で、重要である。町の記録が薄いため、大礼期間中の京都の様子を探る一助としたい。

浜口雄幸は、日記の中で、京都での即位礼に参加した時の様子について、簡潔にはあるが次のように述べている。

十一月八日 木 雨 暖 (前略) 京都市の沿道夜景御大典を前にし華麗を極む、駅頭の混雑亦甚し。(後略)<sup>(142)</sup>

十一月十七日 土 (前略) 十日御即位式の儀より茲に至て八日間、たとひ警察の警戒は嚴重を極めたるにもせよ何らの故障もあらせられず御無事に諸般の儀式を終了せられたるは国民として敬祝に堪へざる所なり。尤も大礼中に於ける京都市中は警戒極度に嚴重の為、却て寂寥の感を呈せしは洵に聖代の「一奇」と云ふへし。<sup>(143)</sup>

浜口は、十一月八日、京都の様子について、「京都市の沿道夜景御大典を前にし華麗を極む、駅頭の混雑亦甚し」と記しており、浜口の



目前には、普段とはまるで異なる、華やかで人で溢れる京都の様子が目に映っていた。その一方で、大礼期間中の京都が、嚴重に過ぎる警備のために「寂寥の感」まで生じさせてしまっていた状況に対し、「聖代の一奇」と苦言を呈している。さらに、浜口と同じく京都を訪れていた宇垣一成も、『宇垣一成日記』において、昭和大礼について、豪華に過ぎ、また警備も嚴重すぎると批判している<sup>(44)</sup>。

また、侍従次長であった河井弥八が十一月八日、ドイツ大使ゾルフに昭和大礼の感想を尋ねたところ、「斯かる大仕掛の盛儀を行ふに、整然周到にして些の遺漏なき組織力に驚けり」、「日本人は大事に当りて礼儀を守り、能く自ら制し少しも喧騒に陥らず<sup>(45)</sup>」と述べている。

これらを重ね合わせると、昭和天皇が京都に滞在していた間の京都の様子は、賑わっていてもいつものような賑わいとは異なり、良くも悪くも緻密に練られた計画通りの完璧な統制がとれていたものだったのであろう。やはり、住民は大礼期間中、事前に定められたこと以外に騒いだりすることは許されなかったのである。

### おわりに

以上の検討を通じて、明らかとなったことは大きく二つある。まず、住民の大礼への関わり方という点で、行政と連携した準備が早い段階から非常にスムーズに進められた。また、大正大礼と昭和大礼、どちらも厳しい警備体制が敷かれる中、制約の範囲内でできる限り楽しむとうとする住民の姿を見ることができた。この傾向は、とくに大正大礼で強く現れていた。

もう一つは、大礼が、公同組合員にとって、その存在意義と活動意

義を再確認させられる機会であったことである。そして、大正大礼の際には、町が一丸となり、後に区の垣根をこえて公同組合がつながるきっかけとなった。昭和大礼の際には、近隣の町の公同組合や諸団体を含めて一丸となる契機となったということである。とくに、昭和大礼に際しては、公同組合を核とし、近隣の町の公同組合、及び地域の諸団体を巻き込んでいく形で自治協会が設立された。そして、自治協会は、昭和大礼時のみで終わることなく、その後も続く組織となった。伝統的に町の自治が強かった京都において、設立当初には全く意義が見出されず、町々が連合して一斉に廃止されることすらあった公同組合は、二度の大礼を経て、町々公同組合と認識されるに至り、組合員たち自身が日本全国に対して誇りに思うことができるほどにまで成長したのであった。

### 註

(1) 雑誌『都市問題』は、一九二五年に創刊された月刊誌であり、発行元である東京市政調査会（一九二二年二月設立、現在は後藤・安田記念都市研究所に改称）は、当時の東京市長後藤新平によって設立され、行政の科学化を目指した調査研究機関として重要な存在であった。

(2) 「資料京都市公同組合の研究」〔『都市問題』二巻二号、一九二六年〕二三四頁

(3) 最新の研究としては、松下孝昭「都市社会事業の展開と地域社会―一九二〇年代後半―三〇年代の京都市の場合」〔『神女大史学』二十八号、二〇一一年〕がある。

(4) 京都市編『史料京都の歴史』（平凡社、一九七九―一九九四年、

- (5) 奥田以在「近代京都「町」における家持自治の転換…東玉屋町、仲之町を事例として」(『社会科学』第七十六号、二〇〇六年)などの論文がある。家持自治とその転換については第二章第五節で触れる。
- (6) 小林丈広 a 「共同組合の設立をめぐる一八九〇年代の地域社会と行政」(『新しい歴史学のために』第二三四号、一九九九年)
- (7) 小林丈広 b 「共同組合の意義と町組織の歴史—京都の住民組織—」(『ヘスティアとクリオ』一、二〇〇五年)
- (8) 上田惟一「近代における都市町内の展開過程」(岩崎信彦「ほか」編『町内会の研究』一九八九年、御茶の水書房) 八十七頁
- (9) 辻ミチ子「都市の再編成と被差別部落」(『人文学報』第六十七号、一九九〇年)
- (10) 前掲小林 a 二頁
- (11) 同右
- (12) 一八八九年である。
- (13) 註8を参照せよ。
- (14) 小林前掲 a 六頁
- (15) 同右十二頁
- (16) 小林は、前掲 b 九頁においても、「実は共同組合の下に旧来からある町の組織というのはまだ根強くあって、その運営が基本にあって、その上に共同組合が作られたという視点をもっと必要ではないかと思えます。そうしないと、共同組合設置後もなく、一部の町から不要論が出てくることなどの意味がわからないので
- はないかと思えます。少なくとも、地域住民組織が空洞化して困っているという実態は、町の方ではなかったのではないかという気がするわけです」と述べている。
- (17) 註15を参照せよ。
- (18) 『京都日出新聞』一九〇三年二月十九日(京都市編『史料京都の歴史 四市街・生業』所収、平凡社、一九八一年、六二三〜六二四頁)
- (19) 京都市編『史料京都の歴史 四市街・生業』六二四頁注(一)を参照。史料引用文中の「現に他組内中、之を設けざるもの十数ヶ組あり」についての詳細及び共同組合が設置されていない経緯は、そもそも最初から設置されなかったのか、それとも廃止されたのかを含めて不明である。
- (20) 註15を参照せよ。
- (21) 秋山国三『公同沿革史 上巻』(元京都市公同組合連合会、一九四四年)
- (22) 同右六五五〜六五六頁
- (23) 小林前掲 a 二頁
- (24) 「公同組合の変遷を聴く座談会第一日」(『公同』三号、一九四一年) 七頁
- (25) 中根武夫。京都市水道局庶務課長を務めた。
- (26) 前掲「公同組合の変遷を聴く座談会第一日」八〜九頁
- (27) 吉村禎三。京都市公同組合連合会会長を務めた。
- (28) 藤原利三郎。上京区聚楽学区中立売大宮西入るで公同幹事を務めた。
- (29) 藤田三左衛門。京都市公同組合連合会理事を務めた。

- (30) 前掲「共同組合の変遷を聴く座談会第一日」十七頁
- (31) 註2を参照せよ。
- (32) 国島高一「京都市共同組合制度に就て」(『京都市町会時報』一卷三号、一九三七年)
- (33) 益子庄次『共同沿革史 下巻』(元京都市共同組合連合会、一九四三年)
- (34) 池田松五郎『共同組合の宿弊と其改善』(葉業時論社、一九二〇年)
- (35) 小林前掲b十一頁
- (36) 同右六頁には、共同組合が解散するにあたって開催された座談会での出席者の発言について、「この発言は、共同組合がいよいよ解散させられてしまうという時の座談会でおこなわれたものから、当然、共同組合を称揚する語りとならざるをえなかった。共同組合の解散時に盛んに生産されたのは、共同組合が町の伝統を代表する象徴的な存在だという語りだったわけです。」とある。しかし、称揚されるためには、称揚されるに値する成果が出されていなければならない。解散時だから称揚されたということには論理の飛躍がある。
- (37) 従来の大礼研究においては、「動員」・「統合」視点や「抑圧」視点を中心であり、『昭和大礼記録資料』(不二出版、一九九〇年、全五巻)といった行政機関が残した史料や新聞が多用されてきた。そのため、大礼に関わる状況を一般市民の視点から直接的に分析した研究が不足している。こうした状況になってしまっている原因としては、昭和天皇の死去と今上天皇の即位に合わせて、一九八〇年代後半から一九九〇年代初頭にかけての研究が多いことと

関連している。「動員」・「統合」視点からの主要な研究としては、中島三千男によるものが挙げられる。著書・論文は、「近代天皇制国家と祝祭―一九二八年(昭和三年)の(御大礼)と神奈川県民」(神奈川県大学人文学研究所編『神奈川県大学人文学研究叢書(二) 日本文化―その自覚のための試論―』所収、神奈川新聞社出版局、一九八五年)、「天皇と国民統合」(歴史学研究会・日本史研究会『講座日本歴史十三』所収、東京大学出版会、一九八五年)、「近現代の即位儀礼と国民統合」(歴史学研究会・日本史研究会・歴史科学協議会・歴史教育者協議会編『即位の礼』と大嘗祭』所収、青木書店、一九九〇年)、『天皇の代替りと国民』(青木書店、一九九〇年)がある。「抑圧」視点からの研究としては、山崎元の「昭和天皇即位式前後の出版弾圧―上―」(『文化評論』三六一号、一九九一年)と「昭和天皇即位式前後の出版弾圧―下―」(『文化評論』三六二号、一九九一年)、荻野富士夫の「大礼」警備と特高警察(昭和史の天皇と天皇制―「特集」)(『文化評論』二九五号、一九八五年)、『特高警察体制史―社会運動抑圧取締の構造と実態増補版』(せきた書房、一九八八年)などが挙げられる。これら以外にも、土井昭夫・戸村政博『天皇の代替わりとわたしたち』(日本基督教団出版局、一九八八年)、田中伸尚『一九二八年「御大典」の裏側で』(第三書館、一九九三年)、戸田文明『大正大礼と京都府』(『四天王寺大学紀要』五十二号、二〇一一年)がある。また、共同組合に関連した研究でも、戦前最重要行事であった大礼に着目し焦点をあてた研究は、管見の限り存在しない。

- (38) 荻野富士夫「大礼」警備と特高警察」(『文化評論』二九五号、

- 一九八五年)
- (39) 北村長三郎。京都市公同組合連合会理事を務めた。
- (40) 前掲「公同組合の変遷を聞く座談会第一日」二十一頁
- (41) 大住壯夫。京都市公同組合連合会理事を務めた。
- (42) 前掲「公同組合の変遷を聞く座談会第一日」三十四～三十五頁
- (43) 自治協会については第三章第三節で述べる。
- (44) 大正大礼の概要については、京都府『大正大礼京都府記事庶務之部』(京都府、一九一七年、全二卷)一～五頁、十七頁、二十一頁、八十四頁(以上、上巻)、二二八～二三九頁、二七三頁～三八五頁(以上、下巻)を参照している。
- (45) 一木喜徳郎『一木先生回顧録』(河井弥八、一九五四年)七十五～七十六頁
- (46) 大正大礼時の公同組合の活動内容については、『京都市公同組合概要』(京都府社会課、一九二一年)三十三～三十六頁を参照している。
- (47) 前掲『京都市公同組合概要』三十六頁
- (48) 同右三十六～三十七頁
- (49) 塩竈町の様子については、京都市歴史資料館に所蔵されている『塩竈町記事録』を参照・引用している。
- (50) 前掲『塩竈町記事録』5580 457～5580 458
- (51) 同右5580 461
- (52) 京都府『大正大礼京都府記事庶務之部上』(京都府、一九一七年)三四八頁
- (53) 同右三四八～三四九頁
- (54) 同右三四九頁
- (55) 同右四二九頁
- (56) 同右四四六頁
- (57) 同右三五二頁
- (58) 前掲『塩竈町記事録』5580 464～5580 465
- (59) 同右5580 464
- (60) 同右5580 466
- (61) 同右5580 467
- (62) 同右5580 468
- (63) 午前の誤りか。
- (64) 前掲『塩竈町記事録』5580 468～5580 469
- (65) 同右5580 468
- (66) 同右5580 471
- (67) 前後の文脈、及びその他の箇所より推定。
- (68) 前掲『塩竈町記事録』5580 471～5580 472
- (69) 同右5580 472
- (70) 同右5580 473
- (71) 同右
- (72) 同右
- (73) 同右5580 473～5580 474
- (74) 同右5580 474
- (75) 同右
- (76) 同右5580 474～5580 475
- (77) 同右5580 475
- (78) 同右5580 475～5580 477
- (79) 同右5580 477～5580 478

- (80) 同右5580 478
- (81) 同右
- (82) 同右5580 479
- (83) 同右
- (84) 同右5580 480
- (85) 同右5580 480～5580 481
- (86) 同右5580 481～5580 483
- (87) 同右5580 483
- (88) 同右
- (89) 西村卓・奥田以在「町内記録」にみる近代京都町自治の変遷  
 (一)―手洗水町における大正・昭和戦前期―(『経済学論叢』第六十三巻第四号、二〇二二年) 四十一～四十二頁
- (90) 同右四十二頁
- (91) 家持と借家をめぐる問題については、奥田以在「近代京都『町』における家持自治の転換―東玉屋町、仲之町を事例として―」(『社会科学』七十六号、二〇〇六年)、奥田以在「近代京都山鉾町における紛擾と自治」(『社会経済史学』七十六号一巻、二〇一〇年)、奥田以在「近代京都山鉾町における町自治―住民自治から『適任者』自治へ―」(『経済学論叢』第六十二巻第三号、二〇一〇年)の三つの論文を参照している。
- (92) 前掲「近代京都山鉾町における紛擾と自治」七十九頁
- (93) 同右六十五～六十九、七十九頁
- (94) なお、昭和大礼が行われたとき『町内記録』は記されなかった。
- (95) 前掲「共同組合の変遷を聞く座談会第一日」十七～十八頁
- (96) 昭和大礼の概要については、京都府『昭和大礼京都府記録上巻』(京都府、一九二九年)一～七頁を参照している。
- (97) 『昭和大礼記録資料第二巻』(不二出版、一九九〇年)二四七、二五三頁、『昭和大礼記録資料第四巻』(不二出版、一九九〇年)三四四、四五五、四七七、四八五、四九二、五一〇、五一三、五二〇～五二二頁を参照している。秋田県、山形県、茨城県、和歌山県、兵庫県、香川県、熊本県など一見大礼と深い関係はないように思われる道県でも、様々な対策が行われている。
- (98) 前掲『昭和大礼記録資料第二巻』二一七～二一八、二二三、二三七、二四〇、二七〇頁、前掲『昭和大礼記録資料第四巻』九十六～九十七、一三六～一三七、一四三、二〇五～二〇六、二三一、二三六、二九〇、三四八、四〇八、四二五～四二六、四四〇～四四一、四五一～四五三頁を参照している。
- (99) 前掲『昭和大礼京都府記録 上巻』三〇三～四五〇頁、京都府『昭和大礼京都府記録 下巻』(京都府、一九二九年)四四一～五四〇頁を参照している。
- (100) 京都市歴史資料館所蔵『木寺(州)家文書式文輯』1-18 9554 597～600、1-19 9554 601
- (101) 同右14 9554 092～093
- (102) 大札奉祝会『大札奉祝会記要』(大札奉祝会、一九三一年)七十一～七十二頁
- (103) 前掲『昭和大礼京都府記録 上巻』五一四頁。共同組合以外には、官公吏、市常設委員、市有功者、市学務委員、学区学務委員、学区会議員、衛生組合、商工会議所議員、府市教育会が府市民代表者として奉拝が許された。
- (104) 「共同組合の変遷を聞く座談会第二日」(『共同』三号、一九四

- 一年)二十七頁
- (105) 公同組合は大正大礼時も昭和大礼と同様奉拝を許されていたが、そのことについて公同組合側で記した史料は発見できていない。
- (106) 註42を参照せよ。
- (107) 佐和隆研「ほか」編『京都大事典』(淡交社、一九八四年—一九九四年)
- (108) 京都府警察部編『昭和大礼京都府警備記録 上巻』(京都府警察部、一九二九年)一六九頁
- (109) 同右一六九〜一七〇頁
- (110) 同右一六九頁
- (111) このうち、多くは自治協会役員を兼務している。
- (112) 前掲『昭和大礼京都府警備記録 上巻』一六九〜一七〇頁
- (113) 蛸薬師町の様子については、京都市歴史資料館に所蔵されている『蛸薬師町協議録』を参照・引用している。
- (114) 前掲『蛸薬師町協議録』5964 549
- (115) 同右5964 550
- (116) 同右5964 550〜5964 551
- (117) 同右5964 551
- (118) 同右5964 552
- (119) 同右5964 553
- (120) 同右
- (121) 同右5964 554
- (122) 同右5964 555
- (123) 同右
- (124) 同右

- (125) 宗林町の様子については、京都市歴史資料館に所蔵されている『宗林町文書』を参照・引用している。
- (126) 前掲『宗林町文書』5968 218
- (127) 塩竈町や蛸薬師町と同様に大礼の準備を担う委員だろう。
- (128) 前掲『宗林町文書』5968 218
- (129) 同右5968 219
- (130) 同右
- (131) 同右5968 220
- (132) 同右5968 220〜221
- (133) 同右5968 221
- (134) 同右
- (135) 同右
- (136) 同右5968 221〜222
- (137) 同右5968 222
- (138) 同右
- (139) 同右5968 222〜5968 223
- (140) 同右5968 223
- (141) 同右
- (142) 池井優「ほか」編『濱口雄幸日記・随感録』(みすず書房、一九九一年)九十六頁
- (143) 同右一〇〇頁
- (144) 角田順校訂『宇垣一成日記一』(みすず書房、一九六八年)七〇一頁
- (145) 高橋紘「ほか」編『昭和初期の天皇と宮中第二巻』(岩波書店、一九九三年)一九八頁